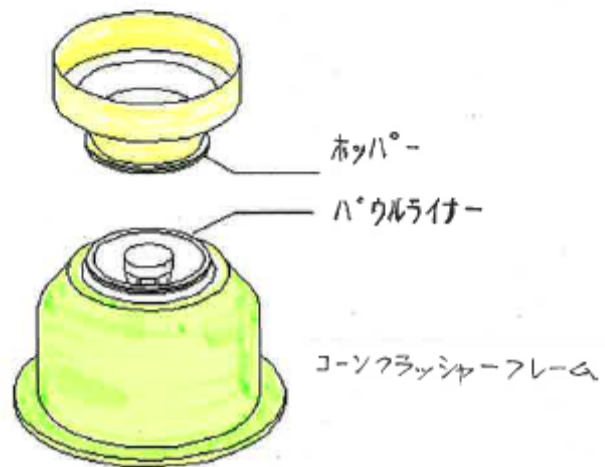
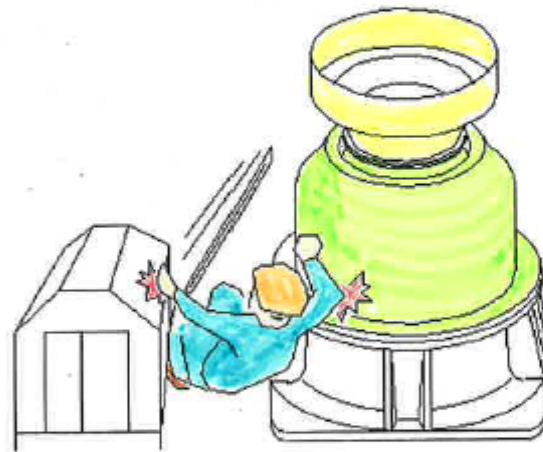


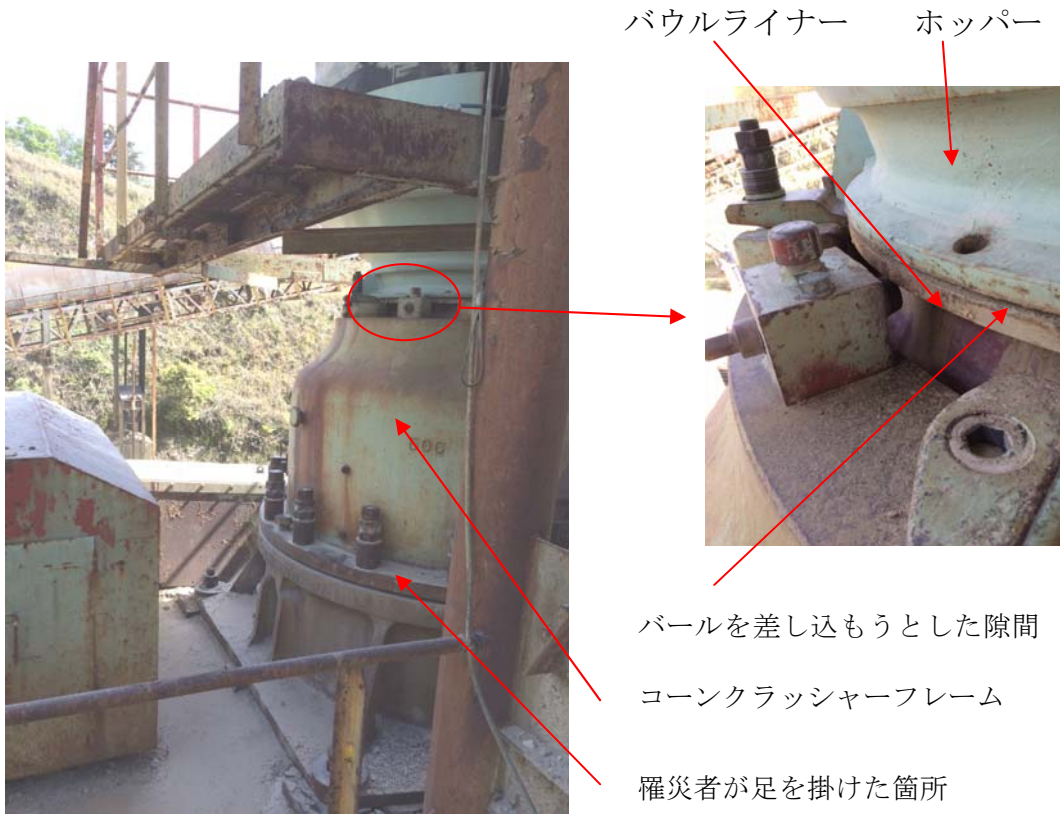
災害等情報（詳報）

鉱種：けい石	鉱山の所在地：愛知県					
災害等の種類：坑外・墜落	発生日時： 平成29年5月1日（月） 13時頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 52歳、採鉱員、直轄、勤続年数：22年、担当職経験年数：17年						
罹災程度：右肘挫傷、左手挫傷（休業日数：6日）						
【概要】						
<p>罹災者は、コーンクラッシャー(粉砕器)内のバウルライナー(固定歯)の偏摩耗を防止するため、設備を停止したうえでバウルライナーを定期的に3分の1回転させる作業を開始した。(当該作業は2～3週間に1回程度行われていた。)</p> <p>罹災者は、コーンクラッシャーフレームとバウルライナーを繋ぐ治具を緩めたがバウルライナーは動かなかった。(通常、治具を緩めるとバウルライナーが2cm程度下がり、バウルライナーがローラーの上に乗って回転させることが可能となる。バウルライナーが下がらなかった原因は、粉砕の過程で発生した微細な土砂、捨石等が本体とバウルライナーの間に詰まったためと推測される。)</p> <p>罹災者は、本体とバウルライナーの隙間に鉄製バールを差し込んでこじあげ、バウルライナーを下げることにした。罹災者がバールを隙間に差し込みこじあげるためコーンクラッシャーフレームの足場(高さ76cm×幅14cm)に右足を掛けたところ、右足が滑り転倒して仰向けに墜落し、左手をモーターカバー、右肘をフレームに当て罹災した。</p> <p>なお、罹災者は安全長靴を履いており、周辺には落鉱等はなく乾いていた。</p> <p>罹災者は、罹災したことを報告せず定時まで作業を続け退社したが、翌朝になって右肘の腫れが引かないため整形外科の診察を受け、挫傷により1週間の加療を要すると診断され休業した。</p>						
【原因】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. コーンクラッシャーフレームの足を置いた場所は床から高く幅が狭かった。(高さ76cm、幅14cm) 2. バウルライナー回転作業に関する手順書には、トラブル対処方法が定められていなかった。 						
【対策】						
<ol style="list-style-type: none"> 1. コーンクラッシャーフレームの周囲に安全な作業床を設置した。(高さ50cm×幅40cm 床表面に滑り止め) 2. バウルライナー回転作業に関する作業手順書を改正し、鉱山労働者に周知した。 						
【参考情報等】						
<p>○作業実施前にはリスクアセスメントを実施し、不安全行為は絶対にしないようにしましょう。</p> <p>○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p><鉱山保安法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条1号） ・機械の安全かつ適正な作業方法及び作業手順（鉱業権者が講ずべき措置事例第10章1） 						
【問い合わせ先】						
<p>中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 松岡 竹村 電話番号 052-951-2561</p>						

罹災状況概要図



災害発生箇所写真



再発防止対策（安全な作業床の設置）

